

明治二十五年三月二十日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○ 検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令 (一四)

(一四)

○ 薬事法施行令の一部を改正する政令 (一五)

(一五)

○ 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (一六)

(一六)

○ 介護保険法施行令の一部を改正する政令 (一七)

(一七)

○ ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 (一八)

(一八)

### 〔省 令〕

○ 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働八)

(八)

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産三)

(三)

### 〔訓 令〕

○ 内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令(内閣府三)

### 〔告 示〕

○ 地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(内閣府八、九)

(八、九)

○ 貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件の一部を改正する件(金融庁四)

(四)

○ 消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件(総務四九)

(四九)

○ 日本国に帰化を許可する件(法務五八)

(五八)

○ 日本文化ボランティアの派遣に関する日本国政府とルーマニア政府との間の書簡の交換に関する件(外務三三)

(三三)

○ 日本文化ボランティアの派遣に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三四)

(三四)

○ アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール市教育施設建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同三五)

(三五)

○ ウランバートル市高架橋建設計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件(同三六)

(三六)

○ ダルハン市給水施設改善計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件(同三七)

(三七)

○ 第四次初等教育施設整備計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八)

(三八)

○ 高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定する件(経済産業一五)

(一五)

○ 高速自動車国道に関する件(国土交通一一九、一二〇)

(一一九、一二〇)

○ 道路に関する件(九州地方整備局一〇)

(一〇)

○ 都市計画に関する件(同一)

(同一)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 環境省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、建設業の許可の取消処分関係

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産免責、特別清算、会社更生、再生関係  
会社その他  
会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年二月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第十五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一「機械器具」の項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 コンタクトレンズ（視力補正用のものを除く。）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この政令による改正後の薬事法施行令別表第一「機械器具」の項第七十二号の二に掲げる機械器具（以下「非視力補正用コンタクトレンズ」という。）であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、薬事法第六十三条及び第六十三条の二並びに第六十四条において準用する同法第五十三条から第五十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後に医療機器の製造販売業者が販売し、賃貸し、又は授与する場合は、この限りでない。

2 この政令の施行前に薬事法第十二条の三の認定を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された非視力補正用コンタクトレンズについては、同法第六十四条において準用する同法第五十五条第三項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）

第三条 非視力補正用コンタクトレンズに係る薬事法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可又は同法第十三条の三第二項の認定の手続は、この政令の施行前においても行うことができる。

（省令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い、非視力補正用コンタクトレンズに關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

2 非視力補正用コンタクトレンズであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、前項中「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣 舛添 要一  
農林水産大臣 石破 茂  
内閣総理大臣 麻生 太郎